

## 令和 2 年 7 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

### 確認事項の見誤り（1 件）

- 令和 2 年 7 月 27 日に、平成 31 年 4 月から一部負担金の負担割合が変更となった加入者について、変更後の負担割合を記載した高齢受給者証を発行していなかったことが判明しました。

負担割合を決定する基となる標準報酬月額の変更処理において、処理対象者が高齢受給者証の発行対象者であることを見落とししたことが原因です。

勤務先のご担当者に事情をご説明のうえお詫びし、高齢受給者証の差し替えを行うことと、一部負担金の差額についてご返納いただくことをご了解いただきました。

再発防止策として、これまで目視で行っていた確認作業について、システムを活用した確認を定期的に行うよう改善しました。